

2012年度冬学期  
合併演習（学部・総合法政・公共政策）

北村一郎教授「フランス法の基本的諸問題」

未定であった概要は、以下の通りである。

教材 : F. Terré (dir.), *Pour une réforme du droit de la responsabilité civile*, Paris, 2011.

内容 :

上記のフランス不法行為法に関する改革提案を読む（プリント配布の予定）。

フランスでは、日本におけると奇妙にも同様に、民法典（1804年制定）の再法典化の作業が静かに進行中である。債権法部分のうちでも、不法行為法の分野は、契約法自体とは別に検討されており、これに関する有力な改革提案の一つが、フランソワ・テレ名誉教授（パリ第二大学、学士院会員）およびフィリップ・レミ名誉教授（プワティエ大学）を中心とするグループの改革提案である。

不法行為に関する民法典の原始規定は5カ条しかなく（その後、いくつかの特別法規定が加わるが）、民法典のなかでもこの分野は大々的に判例法に依存してきた。その結果として、いわゆる過失責任主義の当初の原理と対抗する形で無過失（ないし客観）責任の分野が判例法によって大きく発展し、今日では二元的な責任の体系が構築されている。

フランス法のこの進化をそのまま新法典に反映させるか、それとも、ヨーロッパレベルでのさまざまな動向との関係を考慮した一定の学說的整理を行うか、というところが改革に関する基本的立場の相違となるが、本書は、むしろ後者の立場に立つものであり、状況的に最終的な改革案に大きな影響を与えることが予想される。

その概要を読んでみよう。

進め方 :

本演習は、同時に、フランスの法文献を正確に読む訓練を兼ねるので、進度は多くはないが、毎回全員の予習が不可欠である。かつ、若干の時間延長を予定する。

参考文献 :

- －山口俊夫『概説フランス法（下）』（東大出版会，2004）157頁以下。
- －北村一郎「フランス法における《他人の所為による責任》の一般原理の形成」高翔龍先生日韓法学交流記念『21世紀の日韓民事法学』（信山社，2005）435頁以下。

開講日 : 10月15日（月）